機密性２　完全性１　可用性１

首席指示第４１号
平成３０年６月６日

札幌拘置支所首席矯正処遇官

外部交通申告表の取扱等について

標記について，下記のとおり実施するので，遺漏なきを期されたい。

記

１　提出対象者

（１）受刑者

（２）労役場留置者

（３）死刑確定者

２　提出させる場合

（１）入所時

（２）被収容者が提出対象の法的地位に資格異動した場合

（３）提出対象者からの申請があった場合

（４）その他当支所が外部交通申告表を提出させることが相当と判断したとき。

３　手続方法等

（１）各担当職員は，上記２該当する場合，達示等により別に定めのある外部交通申告表を提出対象者に交付し，必要事項を記載させた上，主任矯正処遇官（処遇担当）に回付すること。

（２）上記（１）の回付を受けた主任矯正処遇官（処遇担当）は，書信係及び面会係に外部交通申告表を回付するとともに，外部交通申告表の複写を取り，その複写を庶務課に回付し，一部は手控えとして保存すること。

４　留意事項等

（１）外部交通申告表の追加変更に係る一般願箋の提出は省略する。

（２）本指示発出以降において，外部交通申告表の新規提出，追加変更については，上記３の方法により申請を受け付けることとなるので，一般願箋による申請は受け付けないのでその点に留意すること。

（３）外部交通申告表の記載事項に係る追加変更の場合，各担当職員は，

提出対象者に対し，当該追加変更事項のみならず，今後も外部交通が予想される全ての者に係る記載事項についても外部交通申告表に記載させること。

（４）外部交通申告表の管理については，その提出日で管理することとなるから，各担当職員は，提出対象者からの外部交通申告表の提出があった際，日付等の記載に漏れがないか確認すること。